

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第7回会合）

議事要旨

1 日 時：平成25年5月15日（木）14：15－15：15

2 場 所：総理大臣官邸

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院大学教授

岡崎 久彦 特定非営利活動法人岡崎研究所所長・理事長

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役名誉会長

【座長代理】北岡 伸一 国際大学学長・政策研究大学院大学教授

坂元 一哉 大阪大学大学院教授

佐瀬 昌盛 防衛大学校名誉教授

佐藤 謙 公益財団法人世界平和研究所理事長（元防衛事務次官）

田中 明彦 独立行政法人国際協力機構理事長

西 修 駒澤大学名誉教授

西元 徹也 公益社団法人隊友会会長（元統合幕僚会議議長）

細谷 雄一 慶應義塾大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所長（元外務事務次官）

（中西 寛委員、村瀬 信也委員は欠席）

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣

菅 義偉 内閣官房長官

加藤 勝信 内閣官房副長官

世耕 弘成 内閣官房副長官

礒崎 陽輔 内閣総理大臣補佐官

杉田 和博 内閣官房副長官

谷内 正太郎 内閣官房国家安全保障局長

高見澤 将林 内閣官房国家安全保障局次長

兼原 信克 内閣官房国家安全保障局次長

（その他、内閣法制局、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、防衛省からオブザーバーが出席。）

#### 4 議事概要

(1) 冒頭、柳井座長から、以下のような発言があった。

- ① 本日安倍総理に報告書を提出できることとなり、大変喜ばしい。2008年に報告書を提出した後、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。昨年2月に安倍総理から、我が国の平和と安全を維持するために何をなすべきか、安全保障の法的基盤について再度検討するよう指示を受け、以降、本懇談会では、あるべき憲法解釈や具体的な事例、更には国内法制度の在り方についても、種々の側面から議論を行った。
- ② 今回の報告書には、集団的自衛権の行使を可能とし、国連の集団安全保障措置に参加できるようにすべきという提言も含まれている。懇談会の提言を実際の政策にどう活かしていくかは、立法措置を含め、政府の検討にかかっている。本懇談会としては、報告書が、そうした政府の検討の一助となることを切に希望する。

(2) 北岡座長代理から、以下のとおり発言があった。

- ① 本懇談会が再開されて以来、座長代理として、懇談会における議論や報告書の取りまとめの任に当たってきた。本日報告書を提出できることを嬉しく思う。
- ② 報告書では、まず、憲法解釈の変遷と根本原則に言及した上で、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を概観し、我が国として採るべき具体的行動の事例を示した。次に、あるべき憲法解釈についての見解を示した。すなわち、憲法第9条の規定は、我が国が当事国である国際紛争を解決するための武力による威嚇や武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の行使は禁じられていない。そして、「自衛のための措置は、必要最小限度の範囲にとどまるべき」であるというこれまでの政府の解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権も含まれると解釈して、集団的自衛権の行使を認めるべきである。また、国連PKO等や集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動への憲法上の制約はないと解すべきである、というものである。その上で、「武力の行使との一体化」、武力攻撃に至らない侵害への対応についても、それぞれ提言を行った。
- ③ 報告書の提言が実際に意味を持つためには、国内法の整備等を行うことが不可欠である。具体的にどのような措置を採るのかは政府の判断に委ねられるものであるが、政府が報告書を真剣に検討し、国会の議論を経て立法措置を進めることを強く期待している。

(3) 柳井座長から安倍総理に報告書を手交し、続いて、安倍総理から、以下のとおり発言があった。

- ① 報告書を提出いただいたことに厚く御礼申し上げる。昨年2月に本懇談会を再開してから1年以上、2007年5月にこの懇談会を最初に立ち上げてから、実に7年の月日が経った。長きにわたり、委員の皆様方には、我が国の安全保障の法的基盤の在り方について精力的に御議論いただき、多くの貴重な御意見を賜ったことに、重ねて御礼を申し上げます。この間、御苦勞をお掛けしたことも多かったと思う。懇談会での検討と報告書の取りまとめ作業につき、改めて、皆様に心から感謝を申し上げ、敬意を表したい。
- ② これまでの懇談会には、私（安倍総理）自身も毎回出席して、委員の方々の意見を注意深く伺ってきた。懇談会では、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国の安全保障の法的基盤の在り方を巡る様々な課題について、具体的な事例も示しつつ活発な御議論をいただいた。懇談会には、政府に対し有益な提言を行っていただいたことにとどまらず、懇談会における議論の積極的な対外発信を通じて、これらの課題について国民の皆様に関心を高め、議論の活性化につながったという点でも、非常に大きな功績があったと思う。本日提出いただいた報告書も、国内外の理解を促進し、議論を更に深めていく上で、大きな役割を果たしていくものと確信している。
- ③ この報告書の提出を受け、この後、NSC四大臣会合を開催した上で、本日夕方、政府として検討に当たっての基本的方向性を示し、今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、与党とも相談の上、対応を検討してまいりたいと思う。安全保障の原点は、いかなる状況にあっても、我が国の安全を確保し、国民の生命、自由、幸福、平和を断固として守り抜くことである。そのために必要な法的基盤を盤石にするという確固たる信念をもって、真剣に検討を進めていく決意である。

(4) その他、委員から、概要以下のような発言があった。

- 後の歴史が本政権の安全保障政策を振り返った時に、偉大な進歩、前進であると評価することを確信している。このような歴史的な場に参加できたことを本当に誇りに思う。
- 国際協調主義と平和主義が結びついて、従来の孤立主義、一国平和主義から確実に前進する。平和主義と国際協調主義が融合するというのがこの報告書の最大の意義であり、素晴らしい報告書が出来上がった。
- 現場は、待ち望んだ結論が現実の法律となり、ついには部隊行動基準となって

具現していくということを切望していると思う。

- 報告書は、国連 PKO 等や集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動への憲法上の制約はないと解すべきと言っているが、憲法と関係ないということではなく、国連等できちんとした手続きを踏むべきことは当然である。権利であって義務ではない。これをどう措置するかは憲法上、国内法上の問題であり、このことをきちんと説明しておく必要がある。
- 報告書にあるとおり、個別的自衛権を拡張して説明することは国際法違反の恐れがある。日本としては個別的自衛権を行使したつもりでも、国連安保理に報告して、本来は集団的自衛権の行使として実施すべきであったとなる場合、国際法に基づかない我が国独自の整理で履行された個別的自衛権の拡張により、国際法上、本来は集団的自衛権であるものを行使することは問題である。
- 日本では、安全保障の議論が法律議論であるというような傾向を呈しており、知的アクロバットが安全保障議論となってきた。憲法解釈の問題が突破できると知的アクロバットではなく、これによってはじめて日本の安全保障の実質的議論が実現できると思っている。
- 今後、政府が今回の報告書の提言を実施に移していくには大変な努力を要すると思うが、アメリカとの協力を更に緊密にすることの重要性やグレーゾーン事態への対応の緊急性を考えると、具体的な法整備を是非急いでいただきたい。具体的な制度設計に当たっては、実際の運用に支障の無いよう、運用の的確さを支える基盤を整備していく必要がある。
- 本日は故高坂正堯先生の命日であり、今日報告書を提出できることは大変感慨深い。高坂氏は最後の論文で集団的自衛権の行使ができない日本の状況を大変憂いて、持っているが行使できないということは京都の公家の言葉であって、（政策を）実行する人の言葉ではないと批判をしていた。
- 我が国の平和主義に関して、国民の生命・身体を守るために必要最小限の実力行使は当然のことであるが、それとともに、場合によっては他国民の生命・身体を守る、そのための必要最小限の実力行使も行うことができる法的基盤を構築すべきと考える。
- 今日提出された報告書は合理性と正当性を持った内容だと思う。不撓の決意を持って進めれば、何事も合理性と正当性を持つところに動いていくのではないかと期待する。

- 中国の軍事力の増大に鑑みると、日本だけでは対抗できず、極東米軍だけでも対抗できない。中国と日米同盟のバランスで考えるしかない。
- この報告書を基に具体的に法律として制度化されることはもちろんのこと、一連の作業を通じて、日本が国家として、立法府、行政府、司法府も安全保障の責任を担っていく文化が培われて欲しいと思う。
- 「安保が憲法を優先」として批判する論調もあるが、憲法の中でも安全保障が重要であることから当然のことである。我々は戦争はしたくない。そのための抑止力というものが法律論から安全保障論に入っていないが、これを何とか取り入れたい。
- この問題を真剣に考えるようになったのは湾岸戦争の時であり、そのころ日本が何かをすべきだと言っていたのは本当に少数で、孤独な戦いをしていた。その頃から 24 年が経つが、この 4 半世紀のうちにようやく真っ当な安全保障論議ができる環境になってきたと思う。

以上